

事件番号 中労委 2023（令和 5）年（不再）第 1 号  
事件名 大阪府不当労働行為事件  
再審査申立人 大阪教育合同労働組合  
再審査被申立人 大阪府

2023 年 10 月 24 日

中央労働委員会会長 様

### 準備書面（2）

再審査申立人 大阪教育合同労働組合



再審査申立人（以下「教育合同」という。）は以下のとおり主張する。

#### 1. 争点案について

中労委から本年 10 月 16 日付け書面で示された争点（案）の 2 の文中「労組法第 7 条第 2 号」を「労組法第 7 条第 2 号及び第 3 号」に変更することを求める。

#### 2. 労組法第 7 条第 3 号違反についての補足

教育合同は、初審準備書面（3）3 頁あるいは初審最終陳述書 5 頁において、再審査被申立人（以下「府」という。）が本件団交事項に関して個別組合員と交渉している事実を適示した。

本年 8 月 8 日に行われた大阪府労委 2022（令和 4）年（不）第 43 号事件第 1 回審問によって個別交渉の実態がさらに明らかになったことをうけて、以下のとおり主張を補足する。

本件パート会計年度任用職員 5 名のうち 2 名（甲第 1 号証表の 1、2 および 5）は遅くとも 2017 年度から継続雇用を要求し（甲第 12 号証～甲第 14 号証）、2 名（甲第 1 号証表の 16 および 17）は 2019 年度から継続雇用を要求してきた（甲第 14 号証）。

組合員（甲第 1 号証表の 2）は、2014 年以降継続して大阪府立高校で非常勤講師あるいは常勤講師として勤務してきた。毎年授業の最終日である 2 月の前半に、勤務校の管理職に次年度の雇用の希望を伝え、3 月になって次年度の勤務条件についての連絡があり、その条件に合意して勤務を開始した。しかし、2021 年度にあっては 2022 年 3 月になって、勤務校での継続雇用が難しいとの返答があったため、急遽府立学校 7 校の管理職との勤務条件についての交渉が行われた。一度は条件が合わないために合意に達しなかった府立学校から再度の問い合わせがあり、組合員は自らが希望する条件が受け入れられるならに勤務してもよいと対応したところ、当該府立学校管理職は学内調整を行ったうえで、組合員が提示した条件を受け入れるので次年度勤務してほしい

いと答えた。[ ]組合員は提示した条件が受け入れられたため、2022年度当該学校に勤務することで合意した。(甲第28号証、甲第29号証6頁以降[ ]証言)

他の講師組合員もすべて[ ]組合員と同様も個別交渉を行い、勤務条件の合意をもつて次年度の勤務を開始しているのが実態である。

以上のとおり、府は本件団交事項である継続雇用要求につき、個別組合員とは交渉を行い、労働条件の合意をもって雇用を継続して勤務を開始させたが、組合との団体交渉を拒否した。雇用・労働条件について個別組合員とは交渉するが、組合員を代表する組合との団体交渉を拒否する府の行為は、組合の存在を無視して、組合員を組合から切り離して組合を弱体化させるものであり、労組法第7条第3号に該当する支配介入の不当労働行為である。

以上